明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（三一）　二
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務七）　一〇
〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委六九）　一三
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（同七〇）
○バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の効力発生に関する件（外務四〇一）　一四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同四〇二）
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働三五四）
○昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する件（国土交通一一五五）　一五
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
厚生労働省共済組合定款の一部変更、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、西日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認関係　一八
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　五

本号で公布された法令のあらまし

◇バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（条約第三一号）（外務省）

この補足議定書は、改変された生物の国境を越える移動により生ずる損害について、締約国が適当な管理者に対し、生物多様性の復元等のための対応措置をとることを要求すること等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この補足議定書は、改変された生物に関する責任及び救済の分野における国際的な規則及び手続を定めることにより、人の健康に対する危険も考慮しつつ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に寄与することを目的とする。（第一条関係）

2　適用範囲（第三条関係）

㈠　この補足議定書は、国境を越える移動に起源を有する改変された生物から生ずる損害について適用する。当該改変された生物は、食料若しくは飼料として直接利用し、又は加工することを目的とするもの、拡散防止措置の下での利用を目的とするもの及び環境への意図的な導入を目的とするものとする。

㈡　この補足議定書は、意図的な国境を越える移動に関しては、㈠に定める改変された生物の認められた利用から生ずる損害について適用する。

㈢　この補足議定書は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第一七条に規定する意図的でない国境を越える移動から生ずる損害及び同議定書第二五条に規定する不法な国境を越える移動から生ずる損害についても適用する。

㈣　この補足議定書は、改変された生物の国境を越える移動が自国の管轄内へ行われた締約国については、この補足議定書が当該締約国について効力を生じた後に開始した当該国境を越える移動から生ずる損害について適用する。

㈤　この補足議定書は、締約国の管轄の下にある区域において生じた損害について適用する。

㈥　この補足議定書を実施する国内法令は、非締約国からの改変された生物の国境を越える移動から生ずる損害についても適用する。

3　対応措置（第五条関係）

㈠　締約国は、損害が生ずる場合には、適当な管理者に対し、権限のある当局に直ちに報告すること、損害を評価すること及び適当な対応措置をとることを要求する。

㈡　権限のある当局は、損害を引き起こした管理者を特定し、損害を評価し、及び管理者がとるべき対応措置を決定する。

㈢　時宜を得た対応措置がとられない場合には損害が生ずる可能性が高いことを関連情報が示すときは、管理者は、当該損害を回避するために適当な対応措置をとることを要求される。

㈣　権限のある当局は、特に管理者が適当な対応措置をとることができなかった場合を含め、適当な対応措置をとることができる。

㈤　権限のある当局は、損害の評価及び㈣に規定する適当な対応措置の実施により生じ、又はこれらに付随する費用及び経費を管理者から回収する権利を有する。